

1 公の施設の概要

- (1) 名 称 静岡ヘリポート
- (2) 所 在 地 静岡市葵区諏訪 8 番地の10
標点位置 北緯35度01分28秒 東経138度24分31秒
- (3) 飛行場の種類 陸上ヘリポート（高床式）
- (4) 敷地面積 35,769m²
 - ア 管理棟用地 496m²
 - イ 格納庫用地 3,874m²
 - ウ 危険物施設用地 9,470.5m²
 - (ア) 給油取扱所
 - (イ) 屋内タンク貯蔵所 750m²（20k 1 タンク 2 基）
 - (ウ) 屋内貯蔵所 302m²（ドラム缶貯蔵）
 - (エ) 一般取扱所
 - (オ) 移動タンク貯蔵所
- (5) 消火施設 H3 級（国際民間航空機関（I C A O）基準）
- (6) 駐車場 車両 61台、自転車 2 箇所
- (7) 着陸帯 (A) 長35m×幅30m (B) 長35m×幅30m
- (8) エプロン 大型 1 スポット（直径26m） 中型5スポット（直径20m）
- (9) 夜間照明施設 飛行場灯台・誘導路灯・誘導路出入口灯・風向灯・境界灯等
- (10) 無線局 呼出名：静岡フライトサービス
(SHIZUOKA FLIGHT SERVICE)
- (11) 開港年月 平成 4 年 8 月

2 指定管理業務の内容

- (1) ヘリポートの利用の許可に関すること。
- (2) ヘリポートの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務
- (4) 業務の詳細は、別紙仕様書のとおり。

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで 5 年間
この期間は、静岡市議会での議決により決定します。

4 募集条件

- (1) ヘリポートの管理運営に関する実績を有していること。ただし、複数の団体が構成するグループの場合は、構成団体のいずれかが上記の管理実績を有していれば応募可能とする。
- (2) 事業計画が静岡ヘリポートの設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (3) 事業計画が静岡ヘリポートの効果的な管理を実現するものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
- (5) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。
- (6) 事故等発生時の迅速かつ的確な対応のための体制が整備されていること。

5 欠格事項

指定管理者に応募する時点において、団体又はその代表者、役員（以下「代表者等」という。）が、次のいずれかに該当する団体は応募することができません。

また、複数の団体で構成するグループの場合は、構成員が次のいずれかに該当するときは応募することができません。

なお、応募の後、指定管理者の指定の日までの間に、次のいずれかに該当することとなった場合は、応募は取り消されます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体
- (2) 静岡市建築物環境衛生管理業務、警備業務、消防用設備等保守点検業務の委託契約に係る指名停止等措置要綱等に基づき、静岡市から指名停止措置を受けている団体
- (3) 直近の1年間に於いて、市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体
- (4) 会社更生法及び民事再生法による手続きをしている団体
- (5) 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第7条第1項の規定による暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者（団体、代表者等）

6 申請に関する書類

(1) 申請書類

申請時には次の書類を提出してください。提出部数は原本1部、副本10部です。

ア 静岡ヘリポート指定管理者指定申請書（静岡ヘリポート条例施行規則様式第13号）

イ 静岡ヘリポート事業計画書（静岡ヘリポート条例施行規則様式第14号）

ウ 静岡ヘリポート事業計画に関する収支予算書（静岡ヘリポート条例施行規則様式第15号）

エ その他添付書類

(ア) 定款又はこれに準ずるものの謄本

(イ) 役員名簿

(ウ) 令和4年度から令和6年度まで（※直近3ヵ年程度）の貸借対照表、収支計算書、損益計算書又はこれらに類する書類

(エ) 市税、法人税、消費税及び地方消費税に係る直近1年分の納税証明書

(オ) 静岡ヘリポートの管理に係る従事（予定）者等の名簿（仕様書「5 管理体制（組織（1）資格等）」に定める資格等の取得状況を記載）、採用見通し状況及び管理体制組織図、事故等発生時の対応体制等

(カ) 所長に選任する者の経歴書（ヘリポートでの勤務実績がわかるもの）

(キ) 事業実績の一覧（「4 募集条件（1）」に示す条件がわかるものを含む。）

(2) 申請方法

直接持参又は郵送

(3) 提出場所

静岡市都市局都市計画部交通政策課

（静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所 静岡庁舎7階）

(4) 募集期間

令和7年10月14日（火）から令和7年11月12日（水）まで

各日とも午前8時30分から午後5時15分まで

土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(5) 説明会の開催

応募を予定する団体等に対して、下記のとおり説明会及び現地説明会を開催します。

- ア 開催日時 令和7年10月24日（金） 午後2時から
- イ 集合場所 静岡市役所静岡庁舎本館4階 44会議室
- ウ 参加申込 参加を希望する団体等は、説明会前日までに「説明会参加申込書（任意様式）」に記入の上、直接持参又はメールでお申し込みください。説明会参加申込書には会社名、住所、電話番号、メールアドレス、代表者職・氏名、説明会に参加される予定の方全員の職・氏名をご記載ください。
- エ その他 説明会の後、対象施設の見学会を行います。
- （6）質問の受付期間、回答日及び回答方法等
- ア 受付期間 令和7年10月3日（金）から令和7年10月23日（木）まで
各日とも午前8時30分から午後5時15分まで
土曜日、日曜日及び祝日は除く。
- イ 提出方法 別紙「質問票」に記入の上、直接持参又はメールにより受付期間内に市交通政策課へ提出してください。
- ウ 回答日 令和7年10月29日（水）（予定）
- エ 回答方法 質問者及び申請予定団体にメールにて回答します。
- （7）その他留意事項等
- ア 不正等があった場合の取扱い
申請者が次の要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。
- （ア）複数の事業計画書を提出した場合
- （イ）申請書類に虚偽又は不正があった場合
- （ウ）申請書類提出期限までに所定の書類が整わなかった場合
- （エ）申請者又は申請者の代理人その他の関係者が、審査委員会及び指定管理者選定委員会の委員に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与するなど、申請者を有利に又は他者を不利にするよう働きかけた場合
- （オ）その他不正な行為があったと市が認めた場合
- イ 申請書類の取扱い
- （ア）著作権
申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は審査結果の公表等に必要の場合その他市が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で利用できるものとしします。
- （イ）特許権等
申請書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとしします。
- （ウ）返却
一度提出された書類は、お返ししません。
- （エ）申請の辞退
申請書類を提出後辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。
- ウ 申請に当たっての費用負担
申請に当たって必要となる費用は、全て申請者の負担としします。

7 審査及び選定に関する事項

（1）審査方法

静岡市は、申請者から提出された事業計画等について、書類審査及びプロポーザル審査を経て、指定管理者選定委員会へ付議します。これらの手続を経て、選定された指定管理者に関する事項については、市議会に指定管理者の指定議案として上程され、議会の議決を経て市長が指定します。

なお、応募後に応募資格等を満たしていないことが判明した場合は失格となります。

ア 書類審査

所管課で申請者から提出された事業計画書、収支予算書等の書類について審査します。

イ プロポーザル審査

申請者にプレゼンテーション等を行っていただき、審査基準に照らして審査します。日程については後日連絡いたします（令和7年11月27日予定）。

(2) 審査基準

審査項目、配点、比重については、様式第18号のとおりとします。

(3) 選定方法

書類審査及びプロポーザル審査の審査結果に基づき、指定管理者選定委員会において指定管理者（候補者）を選定します。

選定結果については、審査終了後、速やかに文書でお知らせします。

(4) 指定管理者の決定

指定管理者選定委員会で選定された指定管理者（候補者）は、市議会（令和8年2月議会を予定）に議案上程され、議案議決により指定管理者として決定されることとなります。

なお、申請者の中に指定管理者としてふさわしいと市が認める者がいなかった場合は、この募集に基づく指定管理者の指定は行いません。

市議会での議決事項は次のとおりです。

ア 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

イ 指定管理者に指定する団体の名称

ウ 指定期間

(5) 選定結果の公表

選定結果（申請団体の名称、評価点等）については、市議会で議決後、市ホームページで公開します。

8 協定等の締結

指定管理者の指定後（令和8年3月下旬を予定）、指定管理料や業務の詳細を定めるため、別添「協定書（案）」のとおり静岡市と協定を締結します。

また、この施設は静岡市地域防災計画において防災用ヘリポートとして位置付けられているため、別添ひな形を参考に「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結する必要があります。併せて、協定締結後は別添「指定管理者災害対応の手引ー指定管理者制度導入施設避難場所等災害対応マニュアル ひな型ー」を参考に大規模災害時等の協力体制についてマニュアル等を整備するよう努める必要があります。

なお、協定の期間は4月1日から3月31日までとし、指定期間中の年度ごとに協定の締結及びマニュアル等を整備します。

9 その他

(1) 情報の公開

指定期間中の毎年度終了後に年度評価を、指定期間が満了する年度に総合評価を実施し、それぞれの結果を市のホームページで公表します。

また、収支状況報告書等の市に提出された文書については、指定管理者のノウハウ等であって、公にすることにより、当該申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公開する場合があります。

(2) 指定取消等

当該指定管理者に指定管理を継続させることが適当でないと認められる場合には、指定を取り消すことや期間を定めて業務の一部又は全部を停止することがあります。

また、指定管理中に施設が廃止された場合は指定が終了になります。

(3) 問合せ先

〒420 - 8602 静岡市葵区追手町 5 番 1 号

静岡市役所都市局都市計画部交通政策課管理係（静岡庁舎新館 7 階）

電話 054 - 221 - 1412

E-mail kotsu@city.shizuoka.lg.jp

(4) その他

申請書類の作成にあたり静岡ヘリポート空港機能管理規程の閲覧の必要がある場合は、上記までご連絡ください。